

広島県告示第九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十一年八月二十六日農林省告示第千十五号（二に係るものに限る。）、昭和五十九年九月六日農林水産省告示第千八百五十七号、昭和六十二年五月九日農林水産省告示第五百七十六号、平成二年十一月二十一日農林水産省告示第千四百七十号（一に係るものに限る。）、平成三年五月十八日農林水産省告示第六百五十六号（一に係るものに限る。）、平成五年四月八日農林水産省告示第三百四十二号（一に係るものに限る。）

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）